

# 平成22年度 行動計画

(平成22年3月)

社会福祉  
法人

杉並区社会福祉協議会

# 目 次

1	参加・理解	
(1)	広報事業	1
(2)	社会福祉普及事業	2
(3)	地域福祉活動推進事業	3
(4)	ボランティア活動推進事業	4
2	連携・絆	
(1)	高齢者を支えるネットワークづくり (ケア 24 南荻窪)	5
(1)	高齢者を支えるネットワークづくり (ケア 24 梅里)	6
(1)	高齢者を支えるネットワークづくり (ケア 24 永福)	7
(2)	高齢者総合相談・支援 (ケア 24 南荻窪)	8
(2)	高齢者総合相談・支援 (ケア 24 梅里)	9
(2)	高齢者総合相談・支援 (ケア 24 永福)	10
(3)	ホームヘルプサービス事業	11
(4)	ファミリー・サポート・センター事業	12
(5)	災害ボランティアセンターの運営	13
3	自立・尊厳	
(1)	地域福祉権利擁護事業	14
(2)	あんしん未来支援事業	15
(3)	生活福祉資金貸付事業	16
(4)	介護認定調査	17
(5)	車いす貸出事業	18
(6)	手話通訳・要約筆記者派遣事業	19

## 平成22年度 行動計画

事業名	広報事業	所管係	総務係	
取組項目	現状	目標 (具体的に)	行動計画	スケジュール
「すぎなみ社協」の発行 新聞折込による全戸配布。また駅や区役所、集会施設等でも配布。20万部発行。	・年4回及び振込用紙付特別号の発行(1回20万部発行) ・発行日が確定していない。 ・実施計画書のカテゴリーに合わせて、社協事業の取組みを紹介。 ・民生委員児童委員とのかかわりを意識して、広報委員会を編成し、民生委員児童委員コーナーを年に3回掲載。	・社協の事業を効果的に伝え、また区内の地域福祉の取組みも紹介していく。 ・社協が見えない、知られていない現状を打破するため、年間紙面計画の徹底した準備。あわせて社内編集体制の強化を図る。 ・民生委員児童委員の日常的活動を介するコーナーを継続する。	【広報誌発行】 ・年6回(奇数月・10日)発行(5月・7月・9月・11月・1月・3月) ・5月発行は1、2面のみを特別号として印刷し、郵便振替用紙を掲載。新規個人会員の増加をめざす。  【社内広報委員会】 ①4月上旬～中旬(2回程度) ・各係から広報委員を選出 ・紙面年間計画の策定 ②5月上旬 ・7月号紙面掲載について ③6月上旬 ・初稿のチェック ④以降、発行月の2カ月前から広報委員会開催。基本的に1号発行にあたり、2回委員会開催。  【民生委員児童委員協議会などのかかわり】 ・7月から5回分の寄稿を依頼。 →H22.3月期民協会長協議会に依頼(民協名簿順に5民協)	【特別号発行】 ①3月上旬 紙面構成の確定 ②3月下旬原稿締切 ③4月上旬初稿 ④4月中旬校正 ⑤4月下旬校了 →社内編集委員会の立ち上げが間に合わず、総務係中心に対応。  【7月号発行以降】 以降、7月号からは2カ月前に社内広報委員会を開催し、発行準備にあたる。
便利帳・ハンドブックの作成 社協事業を詳しく説明した冊子を作成。新任民生委員へ社協事業を説明するため等に使用する。	19年度作成以来、事業所改廃がありながら、改正していない。	民生委員児童委員の一斉改選にあわせて、各事業部改廃及び再編成に伴い、微修正を行う。	民生委員児童委員一斉改選(11月期)に合わせて、8月下旬頃から現行紙面内容の修正作業開始。 10月中旬から下旬にかけて、改正版の完成。	①8月下旬 現行ハンドブックの修正箇所の確認。 ②9月下旬 印刷業者に入稿。 ③10月上旬～中旬 納品 ④11月期民協 全民生委員児童委員に配布 ※新任民生委員児童委員研修時にも配布、使用
ホームページの運営 ホームページ作成管理業者と契約し、毎月更新していく。	・アクセス数はあまり変化がないが、子育て世代からの需要は高い。 ・社内・各係からの積極的活用がなされていない。	・紙媒体では伝えきれないタイムリーな情報を提供する。 ・現行HP構成の微修正 →事業部再編成や、外部環境の変化により修正の必要なページの微修正を行う。	・毎月1回(更新時期の固定化)更新し、社協事業の紹介をする。 ・新着情報は随時更新し、タイムリーに情報を掲載していく。 ・各職員のホームページに対する意識を高め、総務以外の係からも積極的に掲載  4月末まで: 現行HPの修正箇所のチェック及び修正作業	月1回の更新 新着情報は随時更新 4月末までに:各係の担当者に、現行掲載内容を修正作業を働きかける。
社協リフレットの発行 21年度に作成した形式を継承しつつ、積極的に社協PR用のツールとして活用する。	19年度作成版に修正を加え、20年度版を作成。その後、21年度版として、微修正を行い増刷。	社協を理解してもらった資料として、区民に利用してもらう。併せて会員増強を目指す。	会員増強月間、イベント、各係の講座開催時に配布してもらうよう、社内に積極的な活用を促す。	・H22.3月 微修正を行い増刷 ・4月期 町会・自治会 民協に配布 ・4～6月期 会費継続依頼時に同封 ・10～11月期 会員増強月間、 民生委員児童委員の一斉改選時、 イベント開催時に積極配布

## 平成 22 年度 行 動 計 画

事業名	社会福祉普及事業	所管係	ボランティア・地域福祉推進センター	
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケジュール
社会福祉普及イベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・13年続けてきた「うえるフェスタ」を21年度をもって終了した。</li> <li>・社会福祉基礎構造改革により民間企業やNPOなどからの参入により、多様なサービスが生まれている。</li> <li>・一人暮らし高齢者の孤独死や子どもの虐待を防ぐためのネットワークや要援護者の災害時避難支援等に地域の人の力が求められている。</li> <li>・町会自治会等に参加しない人が増加しており、地域のつながりが希薄化している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな社会福祉普及イベントを企画・実施し、社会福祉の課題について、情報提供等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①社協内職員や関係機関、特技ボランティアとプロジェクトチーム形式で企画・実施する</li> <li>②仮称「すぎなみ地域福祉フォーラム」を開催する。</li> <li>企画例               <ul style="list-style-type: none"> <li>・映画または講演会</li> <li>・福祉施設の紹介</li> <li>・模擬体験</li> <li>・特技ボランティア紹介</li> <li>・私の「まち」紹介</li> </ul> </li> <li>③ふりかえりを行い、23年度の実施について検討する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5月 実行委員会立ち上げ</li> <li>6・7月 企画会議</li> <li>8月 広報</li> <li>10月 実施</li> <li>11月 ふりかえり</li> </ul>
模擬体験セット貸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸出校が固定化してきている。また学校関係以外には周知できていない。</li> <li>借りた側の利用状況が把握できていないため、授業での使用方法が詳しく把握できていない。</li> <li>一方で体験セットの貸し出しと同時に、障害当事者に来てほしいという相談があり、紹介することがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸出件数の増加</li> <li>貸出延べ60件 (うち学校35校)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校・町会等へのPR(チラシ作成・配布) 学校は校長会での周知及び各校への教員数分チラシの配付を行う。</li> <li>②貸出先へのヒアリング(返却時)</li> <li>③講話や体験談のできる講師及び体験活動協力団体の調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①4～5月、9月～11月</li> <li>②随時</li> <li>③随時</li> </ul>

## 平成 22 年度 行 動 計 画

事業名	地域福祉活動推進事業	所 管 係	杉並ボランティア・地域福祉推進センター	
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケジュール
民生委員児童委員活動との協働・連携	各民児協との情報交換に積極的に参加し、コミュニケーションも図っている。個々に課題やニーズなどを伺うものの、社協の事業に結びつけることができていない。	民生委員児童委員と社協との情報共有と連携、協働体制をつくる。社協内の情報共有体制を整える	①会長協議会等への出席 ②各地区民生委員児童委員協議会へ出席 ・各地区民生委員児童委員協議会自主研修への参加 ③事項別研修の実施 ④民生委員児童委員大会の企画運営協力 ⑤杉並区保健福祉部管理課との協議 ⑥情報共有と共同体制づくりのための職員連絡会の開催	①月1回 ②月1回 (各13地区) ・研修:年1回 (各13地区) ③年10回 (5テ-マ×2回) (5月、11月) ④年1回(2月) ⑤年3回 ⑥月1回
小地域福祉活動(支部活動)	【和田堀】活動はほぼ地域住民の力で行えている。それぞれの活動が10年以上継続しており、円滑にすすんでいる。和田堀寺子屋は、22年度中に現在の会場である妙法寺休憩所が改築するため使用できなくなる。そのため新たな会場の確保が必要。 【天沼】流感に伴い、児童館での活動が出来ない事もあった。福祉講演会は、毎回盛況である。 【方南和泉】月1回のサロンのほか、町会・ケア24・保健センターへの参加協力事業が増えたが、サロンとの連動が図れていない。 【高円寺北】2ヶ月に1回企画会議を行うことで、円滑な運営が行えるようになった。	①支部ごとに協議会を開催し運営する ②活動を支援し、参加人数を増やす。 ③新たな会場の確保(和田堀)	①年1～2回支部ごとに協議会を開催する。 ②随時、開催行事をチラシ作成・配布およびホームページに掲載する。 ③和田堀寺子屋の新たな会場を確保する。	①6～7月、2～3月 ②随時 ③4～8月
小地域福祉活動(サロン活動)	・サロンの交流会を開催し、横のつながりを持つよう工夫している。 ・新規立ち上げの相談で、具体化していないものがある。 ・いくつかのサロンでは会場が利用できなくなるなどの問題があり、困っている。	新規1か所(累計12か所)	①運営の問題解決や、相互に協力関係をつくるため、サロン活動者間のネットワークを構築する。 ②新規サロン開設にあたって募集の呼びかけおよび相談対応を行っていく。 ③貸出スペースの調査	①サロン交流会1回、各サロン訪問1回以上 ②募集PR 年1回以上 ③通年
地域福祉活動費助成	・歳末たすけあい運動の募金を原資としているが、募金額は年々減少傾向にある。昨年度は減少がストップした。 ・赤い羽根共同募金の配分方法に合わせ、助成内容、審査基準、効果的な配分方法について再度検討の必要がある	地域ニーズにあわせ、助成対象や助成額等基準の見直しを行う	①赤い羽根共同募金の配分推薦委員会の設置と連動して、助成対象者、助成額、対象事業などの見直しを行う。 ②赤い羽根共同募金の配分先及び配分内容を踏まえ、助成内容、審査基準、配分方法等について検討する	4月～10月 随時 11月 要綱作成 1月 告知 2月 申請受付 3月 審査・配分
災害時要援護者支援対策への支援	新たに20箇所を加え67箇所の震災救援所を支援する。各救援所で実施状況が異なり一律に支援できないため、支援方法について区との協議が必要である。係内では支援しきれず、課内他係にも応援を求めている。	避難支援会議への支援及び避難支援計画の作成 67救援所	①保健福祉部管理課、防災課との協議 ②各震災救援所連絡会等への参加 ③避難支援会議等の運営 ④支援方法についての情報共有	①通年 ②各年1～2回(67箇所) ③各年4回(67箇所) ④月1回
共同募金運動	町会等へ依頼し、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金を行う。社会の変化に伴い、両募金とも年々減少している。東京都共同募金会より配分推薦委員会設置検討の依頼がきており、昨年は他地区の導入状況を調べた。	募金活動が円滑に行えるよう町会等への支援を行う。赤い羽根共同募金配分推薦委員会等の設置検討を行う。	①理事会を開催する ②共同募金配分推薦委員会の検討及び設置 ③社協の募金活動への参加及び町会等への依頼や支援方法等について検討する ④赤い羽根共同募金を実施する ⑤歳末たすけあい運動を実施する	年3回 通年 4～8月 9月準備・10～11月実施 11月準備・12月実施

# 平成 22 年度 行 動 計 画

事業名	ボランティア活動推進事業	所管係	杉並ボランティア・地域福祉推進センター	
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケジュー ル
運営委員会の開催	運営委員15名により、センター事業へ助言、企画等を行う。また部会に所属し、事業の企画や実施も行っている。	・センターが円滑に運営され効果的な事業運営が図れる ・年4回開催	①運営委員会の開催 ②運営委員会協議内容の検討	年4回開催 (6,9,12,3月)
ボランティア活動コーディネーター	・ボランティアの募集内容及び活動者の希望が多様化している ・「特技さん」は活動の一步を促す仕組みであるが、もっと積極的にPRしたい、「特技さんまつり」を実施し、アピールしたいとの要望がでている。 ・特技さん登録83件(22. 2. 15現在)	・相談件数1600件 (前年度比増加) ・特技さん登録90件	①活動者相談の対応を行うための連携の強化 ②職員の相談技術の向上のための研修等への参加 ③相談内容等の検証、分析 ④「特技さん」及び受け入れ先の活動報告提出の徹底 ⑤「特技さん」PR方法の検討	通年
活動支援	・器材の利用は、利用団体が固定化している。 利用範囲が登録団体を基本としている。町会・自治会も利用が可能としているが、周知不足のため、利用は少ない。 ・着ぐるみの利用件数が少ない。 ・器材のマニュアルが整備されておらず、職員へ操作方法を聞く団体が多い。 ・保険(行事)は、名簿提出が必須だったが、保険会社が見直しを行ったため、提出は必要なくなり混乱が予想される。 21年度実績(予想) ・器材貸出件数(450件) ・保険加入者数(8000人)	・器材貸出件数(500件) ・保険加入者数(8000人)	①利用団体・町会へ器材利用の案内をする。(年3回) ②器材利用マニュアルの未整備部分の整備 ③利用が難しい大判プリンターの利用説明講習会を開催する。 ④V・行事保険の説明会の開催	①4月・9月・1月 ②4月～7月 ③9月 ④5月
新たなボランティアの開拓と活動への参加促進	・世代別を意識した講座を開催するも、対象者の参加はあるが、数が少ない。 ・社会教育センターやすぎなみNPO支援センターなど他中間支援機関での企画が重複することがある。	世代別、課題別、時事問題等を意識したセミナー等の開催により、新たな活動者の開拓ときっかけ作りができる	①はじめの一步の開催 ②夏体験のボランティアセミナーの開催 ③活動対象別研修の開催(すぎなみ地域大学共催)「学校介助員ボランティア講座」全7回 ④ボランティア交流会の開催	①年4回 ②準備5月～実施7～8月 事後研修8月最終週 ③5～7月 ④年2回(8月・1月)
活動促進研修	・入門編だけでなく、活動を始めた人向けのフォローアップを行うべきとの要望がある(昨年、傾聴ボランティア講座を開催した)。 ・一方で傾聴ボランティア活動してみたい方からの、問合せも多い状況が続いている。 ・ボランティアコーディネーター研修、広報スキルアップ研修は年1回開催している。コーディネーター研修は、その必要性がなかなか福祉施設に伝わらず、定員に満たない。 ・企画が遅れ、事業実施が2・3月に集中してしまった。	活動者(参加対象者)の意見を取り入れながら、より有意義な研修になるよう内容を検討する。	①これからは始める方向けボランティア講座(傾聴) ②スキルアップ・フォローアップ研修の開催(1回) ③ボランティアコーディネーター研修の開催(1回) ④運営委員による研修部会の開催	①年1回 ②年2回 ③年4回程度
情報収集・提供	・新しい情報を常に収集し、ホームページや情報紙で地域に提供、閲覧数も高い ・ホームページはトップページの構成や表示など細かい改善を行った	・HPアクセス件数51,000件/月 ・情報紙「ボランティア」発行5,200部/月 ・ボランティア希望者の増加	①「ボランティア」の定期的な発行・ホームページの更新 ②定期的なミーティングを開催し、見やすいホームページの工夫をする ③情報を掲載してもらえらる媒体の発掘 ④「ボランティア」の広報部会の開催	毎月/毎日 通年 随時 1回/月

## 平成 22年度 行 動 計 画

事業名	高齢者を支えるネットワークづくり	所管係	ケア24南荻窪	
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケ ジュール
地域のネット ワーク作り ○1人暮らし 高齢者等安 心ネットワ ーク事業	協力員 29名 利用者 20名 年7回、協力員の 定期連絡会を実 施している (22年1月現在)	・協力員30名の 確保 ・ケア24だよりの 発行:年4回(1 回350部)近隣 施設20カ所に配 布	①協力員の募集:ケア24だよりによる周知の他、地区町連、自主グループ活動などに出席し、あんしんネットワーク活動の周知と協力員の募集を行う ②連絡・相談・調整:地域連絡会や協力員に、対象者に変化があった場合はセンターに早めに連絡することを依頼する。また、早急に事実確認をし、必要時支援につなげる ③地域連絡会:月1回開催。学習会、利用者の情報収集、情報交換とともに、日ごろの利用者対応にあたっての問題提起をすることで、検討・研鑽を行う ④事業のPR:ケア24だよりなど、広範囲に周知活動を行う	通年
○運営推進 会議への参 加	担当地域に設置さ れていない	/	必要に応じて情報収集を行う。	通年
○支援困難 事例に関す るケアマネ ジャー支援	ケース検討会を活 用し、解決策に向 け気付きの提案、 関係機関連携、個 別訪問対応	・定期的なケー ス検討会を実施 ・個別訪問対応 でケアマネジャー 支援にあたる	日ごろのやり取りや地域ケア会議の開催を通じ相談しやすい関係を作り、ケアマネジャーが悩みを抱え込まないように心がけていく。またわかりにくい制度の説明会や、事例検討、対人援助技術の演習会なども行い、全体のスキルアップを図るよう支援する	毎月 第3木曜 日 16:00～
○地域の医 療機関との 連携	家族介護教室、ミ ニ講演会などの講 師依頼等を通じ、 事業の案内を行 い、顔の見える関 係づくりを行っている	地域医療機関、 医師協力のもと 講演会の開催、 介護予防事業を 実施し理解と参 加を促進する	ケア24だよりによる周知の他、個々のケースを通じての連携を行い、地域の総合相談窓口としての信頼と理解を得られるように活動する	通年
○町会・自 治会・民生 委員との連 携	地域の支援が必要 と思われる高齢 者の情報が地域 団体から増えている	定期的な会合へ の出席	町会・自治会などの地区町連・地区民協などに出席し、情報の提供、PR活動などを積極的に行い、相談しやすい関係をつくっていく	通年
情報提供	地域内施設への 介護予防の出前 講座、近隣の医療 機関、地域のイベ ントでの啓発も積 極的に行っている	ケア24だより:号 外を含め年6回 発行(1回350 部)近隣施設20 所に配布	①ケア24だよりの発行:年4回の定期発行に加え、イベントにあわせ随時発行する ②エリア内の高齢者住宅やゆうゆう館など高齢者が集まる場所を積極的に訪問し、保健福祉サービスの利用について広報活動に努める	通年
地域ケア会議 の開催	年7回開催 計208名参加 (22年1月現在)	年6回開催	地域のケアマネジャーと連携を深め、情報収集と問題の共有化を図り、解決を図っていく。また、事例検討を重ね、職員の援助技術向上を図る	通年
家族介護教室 の開催	年4回開催 計56名参加 (22年1月現在)	区民・関係者・高 齢者施設への啓 蒙 年6回開催	年間6回開催予定「オムツの上手な選び方・使い方」「認知症について」など、介護予防の普及啓発、また地域の介護予防対象者が知りたいと思われるテーマを選び開催する	通年

# 平成 22 年度 行 動 計 画

事業名	高齢者を支えるネットワークづくり	所管係	ケア24梅里	
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケ ジュ ール
地域のネットワー ク作り  ○1人暮らし 高齢者等安 心ネットワー ク事業	協力員 30名 利用者 17 名 地域連絡会開催回数 10回 地域連絡会を開催し、情報交 換、情報提供を行うと共に、レ ベルアップのための学習会を 行っている。	・協力員の募集を行 う。 ・地域のネットワーク (マンション管理組合 等)の拡大に努める。 ・連絡会の定期的開 催を行う。 開催回数:10回	①協力員の募集方法:商店会、マンション管理人、 自治会等を訪ね、事業の説明をし、協力要請する。 地域とのかかわりの中で適任者に個別に依頼する。 ②連絡・相談・調整方法:協力員から定期的に情報 収集する。マンション管理人、ゆうゆう館等を訪問し 情報収集する。ケア24便りにて情報提供を呼びか ける。 ③地域連絡会:月1回の定例会を開催し、活動報告 をしてもらうとともに、情報も提供していく。ブロック にて、隔月、合同開催を行う。 ④ケア便りにて事業のPRをするなど、広範囲に周知 活動を行う。	通年
○運営推進 会議への参 加	担当地域に設置されていない	—	必要に応じ情報収集する。	通年
○支援困難 事例に関する ケアマネ ジャー支援	困難ケースのカンファレンスに 参加し助言を行っている。個 別相談が増えている。 合同地域ケア会議を開催し、 「対人援助に対する講演会」 や「家族支援に対する講演 会」を開催し、レベルアップを 図っている。	地域ケア会議で事例 検討会を開催し、支 援技術の向上に努め る。 信頼される関係作り に努める。	①担当者会議等へ出席し、問題解決に向け、助言 する。 ②地域ケア会議にて、事例検討し、困難事例等解 決する力を強化する。 ③医療機関、関係機関と連携し、知識を深めると ともに、協力体制を整える。	通年
○地域の医 療機関との連 携	ケースを通じ連携をしている。 地域ケア会議にて医療機関と の学習会を行っている。	地域医療機関、医師 協力のもと講演会の 開催、介護予防事業 を実施し、理解と参 加を促進する。	ケア24便りによる周知のほか、個々のケースを通じ ての連携を行い、地域の総合相談窓口としての信頼 と理解を得られるよう活動する。	通年
○町会・自治 会・民生委員 との連携	地元商店会定例会に参加し、 活動をPRしている。 民生委員、自治会、マンション 管理人とケースを通じ連携が できてきている。	定期的に地域の会合 へ出席する。	町会・自治会などの地区町会連合会や地区民生委 員児童委員協議会などに出席、参加し、情報の提 供やPR活動などを積極的に行っていく。	通年
情報提供	ケア24便りを発行し、情報提 供を行っている。 介護教室、講演会等にはチラシ を作成し、PRしている。 マンション等の掲示板への張り 出しを依頼している。 ケア便りに「地域の声」を掲載 し、地域住民への身近な紙面 を作成している。	・ケア24便りを発行 し、ケア24の周知活 動をするとともに、高 齢者に必要な情報を 提供していく。 ・事業開催等チラシ を作成し、広報する。	①ケア24便りを発行する。必要に応じ、チラシを作 成し周知活動をしていく。 ②町会、団地の回覧板、マンション等の掲示板を利用 し、広報活動に努める。	通年
地域ケア会議の 開催	医療機関との学習会を行って いる。 合同開催を含め年間8回開催 し、ケアマネジャーとの交流 とスキルアップを図っている。	年10回開催 せいきょう診療所との 学習会を行う。 1回は東ブロックでの 合同開催とする。	①主任ケアマネジャーを中心とした事例検討会の 実施 ②成年後見センターとの学習会など開催予定	通年
家族介護教室 の開催	ささえあいグループ六水会でご 近所なるほど講座(4回シリー ズ)を開催し、地域住民にグ ループの活動を紹介する機会 にした。結果、会員が増え、活 動の継続につながっている。 高円寺地域集会所施設運営協 議会との協働講座を開催し、 地域ともつながった形での介 護教室開催を行っている。	年8回開催	①地域住民に関心の高いテーマで開催していく。 ②広報に工夫し、参加率アップを図る。	通年





# 平成22年度 行 動 計 画

事業名	高齢者を支えるネットワークづくり	所管係	ケア24 永福
-----	------------------	-----	---------

取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケ ジュール
地域のネットワーク作り	・昨年比10名増加、計30名 ・近隣の方や協力員から相談、報告多く、介入し適切な事業へつなげた	・協力員の、助け合いネットワーク連絡会を開催（年間10回）する ・情報共有、支援の必要な高齢者を見逃さない地域福祉連携の構築	①協力員の募集方法：商店会、マンション管理人、自治会等を訪ね、事業の説明をし、協力要請する。地域とのかかわりの中で適任者に個別に依頼する ②連絡・相談・調整方法：協力員から定期的に情報収集する。マンション管理人、ゆうゆう館等を訪問し情報収集する。ケア24便りにて情報提供を呼びかける ③地域連絡会：月1回の定例会を開催し、活動報告をしてもらうとともに、情報も提供していく。地域住民の意見交換の場、学習の場としていく。ブロックにて、隔月、合同開催をする ④ケア24便りにて事業のPRするなど、広範囲に周知活動を行う	通年 地域連絡会：年10回
○運営推進会議への参加	12回	定期的な会合への出席	地域のグループホームの現状と取り組みについて知る機会とするとともに、地域の一員として共に暮らしていくためにどのような取り組みをすればよいか課題を共有し、提案をしていく機会とする。 ・グループホーム永福 ・リアンシェール下高井戸	2ヶ月に1回
○支援困難事例に関するケアマネ支援	ケース検討会を活用し、解決策に向け気づきの提案、関係機関連携	定期的なケース検討会実施、個別訪問対応にてケアマネ支援にあたる	・日ごろのやりとりや地域ケア会議の開催を通じ相談しやすい関係づくり、ケアマネが悩みを抱え込まないように心がける ・また、わかりにくい制度の説明会や、事例検討、対人援助技術の講演会なども行い、技術向上を図る	通年
○地域の医療機関との連携	訪問指導受診への同行、顔が見えるケア24づくり、近隣医師から相談増、関係づくり着手	地域医療機関医師協力ものと講演会開催、介護予防事業啓発し理解と参加を強化	ケア24だよりによる周知の他、個々のケースを通じての連携を行い、地域の総合相談窓口としての信頼と理解を得られるよう活動する	講演会開催
○町会・自治会・民生委員との連携	聞きたいことや気になっていることについて、直接連絡が増加	定期的な会合への出席	・地区町連や民協に参加し、ケア24の役割や介護保険制度、介護予防事業の周知をはかる ・個々の相談を気軽にできる関係を構築する	通年
情報提供	・介護予防事業、介護保険に関する情報をケア24だより、個別対応で提供 ・地域および隣接する世田谷区医療機関、薬局への啓発も積極的に行う	ケア24だより：年6回発行(1回350部) 駅、地域医療機関、事業所、商店街他配布	①ケア24だよりを発行。総合相談機関としての役割をわかりやすく伝える ②ケア24だよりや区からのパンフレットを用いながら、保健福祉サービスの利用など、必要な人に届くことができるように周知する	通年
地域ケア会議の開催	6回開催	年10回開催 ・地域のケアマネジャーの支援技術向上	南ブロックでの合同を1回、グループでの合同を3回、他は事例検討会を中心とした会議を開催する。	通年
家族介護教室の開催	10回開催	区民・関係者・高齢者施設への啓蒙 年8回開催	・認知症の理解と関わりを中心に地域の一員として生活できる環境をつくることを大きな目的として開催する ・その他、介護予防の普及啓発事業や有料ホームの選び方など地域の住民が知りたいと思われるテーマを選び開催する	通年

## 平成 22 年度 行 動 計 画

事業名	高齢者総合相談・支援		所管係	ケア24南荻窪
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケ ジュール
高齢者総合 相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接する担当区域外の来所相談や緊急対応を要する事例が増えている。担当するケア24への連携、情報提供</li> <li>・継続支援必要なケースに意識した活動を行う</li> <li>・3355件(1月現在)</li> </ul>	利用者の状況にあった適切なサービスの情報提供、速やかにサービスにつなげる ・2,400件/年	<ul style="list-style-type: none"> <li>①在宅介護に関する相談・支援</li> <li>②福祉用具の展示・紹介</li> <li>③住宅改修に関する相談・助言</li> <li>④介護保険利用や介護予防に関する相談支援</li> <li>⑤サービス利用にあたっての連絡調整及び申請手続き等の実施</li> </ul>	通年
高齢者実態 把握	訪問による実態把握を心がけ、適切なスクリーニングで必要なサービスにつなげるように努めている ・697件(1月現在)	必要対象者への積極的な訪問を行い、状況把握と的確な支援をする ・800件/年	<ul style="list-style-type: none"> <li>①課題を早期に発見し、適切な支援につながるよう積極的に訪問し、対象者の生活環境や状況などを把握する</li> <li>②速やかに対応ができるように情報を共有し、継続性のある支援につなげていく</li> </ul>	通年
特定高齢者 対象の介護 予防支援	該当者の介護予防に関する認識が低く、教室への参加率が低い ・75件(1月現在)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①参加率のアップ</li> <li>②介護予防プランの作成・評価120件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護予防事業パンフレットの各戸ポストへの配布。積極的に電話勧奨などを行う</li> <li>②対象者を把握する</li> <li>③利用者の自立支援を目指したプランを作成し、継続した経過観察を行い、早期問題発見、支援していく</li> <li>④予防サービス事業への参加の促し</li> </ul>	通年
要支援者 対象の介護 予防支援	利用者の増加に伴い、ケアプラン作成件数が増えている ・1432件(1月現在)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①適切なケアプランの作成</li> <li>②定期的な訪問によるプランの見直し</li> <li>③緊急時の迅速な対応</li> <li>・1680件/年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護予防の視点に立ったプランを作成し自立に向けた支援をする</li> <li>②プランの目標達成度をチェックし見直しをする</li> <li>③サービス担当者会議を開催し、状況把握から支援まで継続的に関わりを持つように努める</li> </ul>	通年
高齢者虐待 防止・権利擁 護事業	医療機関、地域住民、高齢者の多いマンション管理人等と協力のもと、通報には迅速な対応を行っている	医療機関、地域住民、高齢者の多いマンション管理人等と協力のもと、通報には迅速な対応を行っている	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ケア24の役割を周知すると共に民生委員・町会などの協力を得、情報の収集に努める</li> <li>②早急に事実確認を行い行政・医療機関等の協力を得ながら対応する</li> <li>③地域の関係機関に制度の仕組みを紹介すると共に連携を深める</li> </ul>	通年
高齢者福祉 サービス	一人暮らし、高齢者世帯の増加や介護認定区分に至らないケース相談も多く、情報提供、手続きなどの支援を行っている	訪問による相談、実態把握において適切な情報提供、サービス利用支援につなげていく	<ul style="list-style-type: none"> <li>①迅速に対応することで、利用者情報を把握しサービスにつなげていく</li> <li>②緊急通報システム、配食サービス、生活支援サービス等高齢者福祉サービスの申請受付や訪問調査を実施し適切な支援を行う</li> </ul>	通年

# 平成 22 年度 行 動 計 画

事業名	高齢者総合相談・支援		所管係	ケア24 梅里
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケ ジュール
高齢者総合相談・支援	ケア24が周知され、地域住民、ケアマネジャー、関係機関からの相談件数が増えてきている。 スタッフ間の情報共有により、速やかに対応ができています。	相談者の状況を把握し適切なサービス、支援が受けられるようにする。 受付件数：2400件	利用者が相談しやすく、信頼を得られるような姿勢で対応する。専門的な視点から適切な指導・助言を行う。 ①在宅介護に関する相談・支援 ②福祉用具の展示・紹介 ③住宅改修に関する相談・助言 ④介護保険利用や介護予防に関する相談・支援 ⑤サービス利用にあたっての連絡調整および申請手続き等の実施	通年
高齢者実態把握	相談、地域のネットワークからの情報により積極的に訪問を行っている。早期に実態把握をし、適切な支援につなげている。	積極的に訪問を試み、新たな実態把握に努めている。 地域のネットワークから情報を収集していく。 訪問数：800件	①相談時に信頼関係を作り、早期に訪問できるように努める。 ②訪問時には適切な支援につなげられるよう情報を収集する。 ③速やかに対応ができるように情報の共有をする。	通年
特定高齢者対象の介護予防支援	必要性は徐々に理解されてきているが、参加可能範囲での事業開催が少なく、利用につなげることが難しい。	・積極的にアプローチを続けていく。 ・普及啓発事業を企画し、参加の呼びかけをする。 ケアプラン作成数：120件	①介護予防サービス事業のPRと参加の促進を行う。 ②対象者を把握する。 ③対象者の状況を把握し、自立支援の視点にたった予防介護プランを作成する。 ④利用者自身が理解しやすい内容とする。 ⑤一定期間後に内容の確認をし、状況にあったケアプランを作る。	通年
要支援者対象の介護予防支援	プラン担当件数が一人50件を超えており、仕事量が増え、厳しい状況である。 関係機関との連携により適切な対応はできている。	・制度改革により、業務量が増加すると思われる。 ・新制度を理解し、適切なケアプラン作成をしている。 ケアプラン作成数：1800件	①介護予防の視点に立ったケアプランを作成し自立に向けた支援をする。 ②プランの目標達成度をチェックし見直しをする。 ③サービス担当者会議を開催し、情報の共有、プランの確認をし、同一目標に向けて支援が行われるようにしていく。	通年
高齢者虐待防止・権利擁護事業	ケアマネ、地域住民より相談があり、速やかに対応している。 関係機関とカンファレンスを開催し、対応の検討に努めている。	・地域のネットワークとの連携に努め、情報収集をしていく。 ・通報時には、迅速に対応する。	①プライバシーを保護し、安心して相談できる体制を作る。 ②専門的・継続的な相談を実施するなかで、早急に事実確認を行い、対応する。	通年
高齢者福祉サービス	火災警報器、家具転倒防止器具取り付け事業により利用者数が増大している。	・相談者に対して、適切な情報提供を行う。 ・チラシ等により、広範囲に紹介をしていく。	①迅速に対応することで、利用者情報を把握しサービスにつなげていく。 ②緊急通報システム、配食サービス、生活支援サービス等高齢者福祉サービスの申請受付や訪問調査を実施し、適切な支援を行う。	通年

# 平成 22 年度 行 動 計 画

事業名	高齢者総合相談・支援	所管係	ケア24 永福	
取り組み項目	現 状	目 標 (具体的に)	行動計画	スケ ジュール
高齢者総合相談・支援	・隣接する担当区域外の来所相談や緊急対応を要する事例が増えている。担当ケア24へ連携、情報提供 ・継続支援が必要なケースに意識した活動を行う ・3,325件（1月現在）	利用者の状況にあった適切なサービスの情報提供、速やかにサービスにつなげる 4,000件/年	利用者の状況、相談者の支援力を総合的に考えることにより、個々のケースに対応した支援を行うよう心がける ①在宅介護に関する相談・支援 ②相談の多い用具を中心に福祉用具の展示・紹介をする ③利用者の力を最大限に活かした住宅改修に関する相談・助言 ④介護保険利用や介護予防に関する相談支援 ⑤サービス利用にあたっての連絡調整及び申請手続き等の実施	通年
高齢者実態把握	・適切なスクリーニングで必要な支援へつなげる ・見守り必要対象者には継続した訪問 ・1,197件(1月現在)	目標件数に関わらず必要対象者への積極的な訪問により地域の状況把握と的確な支援 800件/年	①訪問により、利用者の生活環境や家族関係を理解することで、利用者や家族の課題を明確にし、適切な支援につながるよう努める ②速やかに対応ができるように情報の共有、継続性のある支援につなげる	通年
特定高齢者対象の介護予防支援	介護予防事業への理解度が低く、啓発への工夫を施行 ・52件(1月現在)	①参加率のアップ ②介護予防プランの作成・評価70件	①介護予防の意義について職員間で再確認し、必要な人に必要なサービスが届くよう支援する ②対象者を把握する ③利用者の自立支援を目指した専門性を取り入れたプラン・評価を行うことで、利用者自身の力を引き出している支援を行う	通年
要支援者対象の介護予防支援	自社82%委託18%対象者増に伴い、ケア24作成率UP、収入増傾向である ・1,439件（1月現在）	定期的な訪問、状況状態にあった適切なプラン作成、緊急時の迅速な対応 1,700件/年	①利用者の自立支援に即したプランの作成をする ②利用者の状況を把握しニーズとプランが適切かどうか確認する ③サービス担当者会議を開催し、状況把握や自立支援の目的の確認方法を本人・サービス事業者と共に情報共有する	通年
高齢者虐待防止・権利擁護事業	医療機関、地域住民、高齢者の多いマンション管理人等と協力のもと、通報には迅速な対応を行っている	迅速な情報収集 地域における関係機関・団体との連携及び協力の強化	①ケア24だよりの配布や民協、地区町連に出席し、通報、相談機関であるケア24の役割を地域に周知する ②相談時には迅速に事実確認を行い、行政、医療機関など各機関と連携をはかりながら対応する	通年
高齢者福祉サービス	一人暮らし、高齢者世帯の増加や介護認定区分に至らない対象者の相談も多く、サービスの案内と手続き支援を行う	訪問による実態把握で必要性を見極め、適切なサービスの情報提供と利用支援を行う	①迅速に対応することで、利用者情報を把握しサービスにつなげていく ②緊急通報システム、配食サービス、生活支援サービス等高齢者福祉サービスの申請受付や訪問調査を実施し適切な支援を行う	通年

## 平成 22 年度 行 動 計 画

事業名		ホームヘルプサービス事業		所管係	ささえあい係
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケジュール	
新しい会員の確保	・利用会員:297名(うち、N21年度の入会者:63名) ・協力会員:312名(うち、H21年度の入会者:48名)(H22.2.10現在)	年間50名の新規協力会員登録を行うと同時に世代交代を図る	①協力会員募集のチラシを作成し、区内施設及びコミュニティバス内に設置・配布する。 ②区及び社協広報紙に協力会員募集の記事を定期的に掲載する。 ③登録継続意向調査の実施	・登録継続意向調査: 8月	
研修・交流	介護保険制度の範囲外となる通院介助のニーズに充分応えることができていない	①ニーズに即したスキル向上と新規協力会員を獲得する ②フォローアップ研修の内容見直しをする ③意見交換・情報交換を目的とした交流会を行い、協力会員同士の連携も図る	①登録時研修の回数を増やし、参加しやすい環境を整える。昨年度までは午後の実施だったが、今年度には午前にも実施する ②フォローアップ研修の一環として、外出介助研修を行う(その他のテーマでの実施…家事援助に関する内容など) ③交流会の実施	①年間9回 ②外出介助研修: 年間5回 他テーマによる研修: 年間1回 ③年間2回	
協力会員の育成					
情報提供とPR	会員専用の情報紙として「ささえあい」を発行	会員に対して魅力的で適切な情報提供が行われる	・情報紙「ささえあい」の発行 ・編集会議 ・発行部数:700部 記事の対象や内容を明確にし、利用会員、協力会員ともに楽しめる紙面作りを目指す	・年間4回発行(5、8、11、2月) ・編集会議:年間8回	

# 平成 22 年度 行 動 計 画

事業名	ファミリーサポートセンター事業		所管係	ささえあい係
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケジュール
会員の確保	利用会員の増加に対応するため、協力会員の増加を着実に図る必要がある  ・利用会員 1,011名 ・協力会員 384名 ・両方会員 26名 (22.1.31.現在)	協力会員の新規登録 60人	①ポスター、チラシを作成し、関係機関への配布及び掲示を依頼する  ②コミュニティバス「すぎまる」の活用等のPRを行なう  ③区広報紙へ募集記事の掲載依頼をする	第1四半期・作成(掲示・配布)  登録更新:第2四半期(7月)
研修・交流	・厳しい経済環境の中で、就労を希望し支援を求める利用会員が増える傾向にある  ・会員の活動意欲を高め、スキルアップにつながるような研修及び交流会を行なう必要がある	子育てを取り巻く現状を伝え、ニーズに対応することができる協力会員の養成を図る	①フォローアップ研修は、地域の子育て力を向上させることも考え、会員以外の人に参加できる公開型の企画も検討する(他は継続・充実)  ②参加型の企画を行い、会員同士の交流を促進する(年2回)	①年間2回(全体では3または4回)  ② 第1四半期・企画、 第2四半期実施。 第3四半期・企画、 第4四半期実施
情報提供とPR	20年度から「ファミリー・サポート通信」を発行している	会員に対して適切な情報提供が行われる	・「ファミリー・サポート通信」を発行する(継続・充実) 発行部数 1,800部 内容を充実し、ニュース性のある情報も増やしていく	・年間6回発行(奇数月15日発行) ・編集会議 随時

## 平成 22 年度 行 動 計 画

事業名	災害ボランティアセンターの運営	所管係	ボランティア・地域福祉推進センター
-----	-----------------	-----	-------------------

取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケ ジュール
マニュアルの整備	・杉並区防災課との役割分担の打合せは行ったが、マニュアルの整備が進んでいない。 ・杉並区地域防災計画の修正が行われている。	区防災計画見直しに合わせ、震災救援所との関係を明記し、現状にあったマニュアルの整備を行う。	① 現行のマニュアルの見直し、確定 ② 必要備品の洗い出し	① 上半期 ② 随時
発災時に向けた訓練の実施	災害ボランティアセンターの立上げ訓練を行ったことがない。 阪神淡路大震災から新潟県中越沖地震に至る災害ボランティアセンター報告書のほか、他地区の情報も収集している。	杉並社協として、速やかに災害ボランティアセンターの立上げを行うために、訓練を実施する。	① 災害ボランティアセンター立上げ訓練の企画、実施 ② 災害ボランティアセンターなどの情報の収集及び研修会への参加	①、② 随時



## 平成 22 年度 行 動 計 画

事業名	地域福祉権利擁護事業	所管係	あんしんサポート係	
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケジュール
相談に対する公平・迅速な対応	<p>①各専門員のケースマネジメント力の向上は認められるが、ケース管理は困難を伴い、時間が必要。</p> <p>②研修への参加意欲も高く、成果について文書による報告とともに係内での報告・共有も必ず行っている。</p> <p>③ケースカンファランスの質の維持及び、モニタリングの有効性のため、一人1月3ケースのモニタリングを行っている。</p> <p>④区報にて生活支援員の募集を行い、支援員候補者に登録前研修を行った。</p>	<p>・相談から面接までの待機時間の短縮及び、相談の適切なマネジメントと連携</p> <p>・安全が高く、有効な支援を行う</p> <p>・契約者への支援を計画的に行う</p>	<p>①職員の相談・処遇技術の向上</p> <p>②必要な知識の獲得</p> <p>③係全体として有効で適切なケースマネジメントに取り組む</p> <p>④必要時生活支援員を補充し、支援体制を充実する</p>	通年
権利擁護の概念・制度の周知	<p>出張説明会(あんしん未来の説明と共に) 9回</p> <p>あんしんサポート係主催講演会「人生の最期について考えてみましょう」12月16日実施参加人数 66名</p> <p>後見センターと共催の講演会「老後の夫婦の財産」2月12日実施 参加人数</p>	<p>・出張説明会 年9回(民生委員への説明会を含む)</p> <p>・事業者向けの説明会、連絡会についても充実させていく 年1回</p> <p>・講演会 年1回</p>	<p>①高齢者・障害者各分野の相談担当者向けに説明会や相談会を実施</p> <p>②一般区民向けの講演会の開催</p>	出張説明会 年9回 事業者向け説明会 年1回 講演会 10月
職員の資質向上	<p>①専門員の1月までの研修参加者延10名 係内での発表を行った。</p> <p>②第3回の支援員研修は1月 支援目標と支援員の役割について討議。</p>	<p>・研修に参加し、その内容を係で共有する</p> <p>・生活支援員に対しての効果的な研修</p>	<p>①研修に参加した職員はその成果を他職員に伝達する</p> <p>②生活支援員に対して地域福祉につながる研修を定期的に行う</p>	①随時 ②独自研修、連絡会 年3回実施

## 平成 22年度 行 動 計 画

事業名	あんしん未来支援事業	所管係	あんしんサポート係	
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケジュール
審査会の実施	年4回実施	審査が必要な対象者を審査会にかけ、対象者選定、支援について適切に行う基準を積み重ねる。	契約等の適切さを担保するため、審査会を開催する	年4回
対象者への周知	①どの制度説明会であっても機会を捉えて、あんしん未来の事業周知を行う ②現在8名契約相談中、契約者計8名 ③必要な訪問が十分できない現状が続いている ④改訂し増刷した	効果的な制度の周知制度対象者について適切なスクリーニングを行い、契約につなげる	①機会を捉えて説明会等の形式により事業について周知する ②継続相談については内容について漏れのないように契約相談を行う ③電話による相談、電話による連絡も有効に活用し、説明、相談を行う ④パンフレットの見直し(随時行いわかり易い内容にする)	説明会:6回予定 個別相談:随時
関係機関への事業の周知誘致及び連携体制の構築	①どの制度説明会であっても機会を捉えて、あんしん未来の事業周知を行う ②利用者への実際の支援を通じて医療機関への周知と協力依頼を行う	関係機関への周知制度理解へのはたらきかけ 協力・連携体制の強化	①区関係部所及びケア24、事業者連絡会、民協に出張し、説明を行う ②契約者の利用医療機関への説明・協力依頼等を随時行う	①説明会年6回 ②契約者への支援を通じて医療機関への理解を求める
契約者及び契約対象者への支援の充実	2月15日現在契約者8名になった ①継続相談には依然遅れが見られる ②契約者には月1回以上の電話、3ヶ月に1回の訪問を行っている。 ③実際の支援も開始されている。	・見守りと訪問を遅滞なく行い、アセスメントを十分に行う ・必要な支援を充分に行う	①面接・訪問・電話・同行等により必要な手続、書類作成を行う ②訪問または電話による状況把握 ③契約内容の遂行	①随時 ②月1回 ③必要時

## 平成 22 年度 行 動 計 画

事業名	生活福祉資金貸付事業		所 管 係	あんしんサポート係
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケジュール
制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民協で実施</li> <li>・民協研修会</li> <li>・パンフレットを関係機関に送付。</li> <li>・HPや広報紙、くらしのガイド等に掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初及び新任民生委員委嘱後周知を図る。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東社協発行のパンフレットを民生委員や関係各機関に配布する</li> <li>2. 広報紙「すぎなみ社協」での周知を行う。</li> <li>3. 区役所発行の冊子やホームページの修正を実施</li> <li>4. ホームページの更新</li> <li>5. 他機関相談員との共有</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上半期及び1月</li> <li>2. 11月</li> <li>3. 随時</li> <li>4. 上半期</li> <li>5. 随時</li> </ol>
相談・受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話及び来会受付</li> <li>・貸付対象資金の精査</li> <li>・他制度の紹介</li> <li>・申込 (民生委員面接・社協意見書・決裁・借用書・借用書決裁)</li> <li>・送金</li> <li>・償還指導 ・定期訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付が可能か否かを相談の中で明らかにする。</li> <li>・スケジュールに沿った適切な貸付事務の遂行</li> <li>・借受世帯の把握</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相談者の主訴を的確にとらえ、制度の趣旨に則った迅速な対応を行う。</li> <li>2. 福祉事務所、ハローワーク等との連携において適切な貸付を行う。</li> <li>3. 内容証明郵便・弁護士名督促者・裁判対象者の選定、直近12ヶ月償還の世帯への償還指導</li> <li>4. 長期生活支援資金 定期訪問</li> <li>5. 借受世帯、住所等所在の確認</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 貸付相談は通年</li> <li>2. 通年</li> <li>3. 償還指導は、5月・8月・11月・2月に実施(離職者は、6・12月)</li> <li>4. 夏に訪問</li> <li>5. 随時</li> </ol>
調査委員会 小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回の定期開催</li> <li>・審査案件が発生した場合に、召集する。</li> <li>・新規貸付や償還の進まないケースについて情報の共有を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査委員会・小委員会の継続、あり方について検討し、見直しを立てる。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 貸付件数の報告</li> <li>・償還状況の報告</li> <li>・新規貸付者に関する情報の共有</li> <li>・償還の進まない世帯についての情報の共有</li> <li>2. 緊急案件における小委員会の開催</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上半期・下半期各1回</li> <li>2. 小委員会は、緊急案件発生時に実施</li> </ol>
職員の資質 の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東社協研修会、事務説明会、業務研究会、ブロック会議に参加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の相談について、初期相談の受け方等について係内職員に周知し、制度の内容を共有する。</li> <li>・日々のケース対応と東社協による指導について積み重ね、適切かつ迅速にケース対応する。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事務説明会に参加する。</li> <li>2. 業務研究会へ参加する。</li> <li>3. ブロック会議に参加する。</li> <li>4. 係内で、貸付相談等に関する研修会を実施する。(日常業務において生かす。)</li> <li>5. 貸付が可能か判断の難しいケースの概要が共有できるよう工夫する。(契約の有無にかかわらず)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 随時</li> <li>2. 年3回</li> <li>3. 年3回</li> <li>4. 事務説明会に依拠して</li> <li>5. 通年</li> </ol>

## 平成 22 年度 行 動 計 画

事業名	介護認定調査	所管係	総務課認定調査係	
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケジュール
区内調査3箇所の拠点のスムーズな運営	・21年度から調査移動時間の短縮を図るため、区内調査の拠点を3箇所整備	・拠点ごとの地域割りを踏まえ、調査依頼件数の調整を行い、効率を図る。 ・調査件数年間9,600件	・前年度の実績7,000件から区外を含め3,000件多く対応するため、新任調査員を増員する。 ・事務所は地域包括支援センターの一角となるため、地域包括支援センターの事業と業務の理解を深め、情報交換を行いスムーズな運営をめざす。	3箇月ごとに各事務所及び地域包括支援センター間で情報を共有し、効率よく運営がされているか検証を重ねる。
区外認定調査	・区外調査実施1年経過。 ・区外調査の拠点は従来どおり社協事務局内とする。	・区外調査が効率よく実施できる。 ・調査件数900件	・依頼件数が増加している。非常勤1名、専任調査員3名体制で対応をする。 ・他係との連携を強化	随時
・調査員の資質向上	・記載漏れがなく、判断基準にぶれがないようにしている。	・質の高い調査を実施する。	・前年度の契約件数から区外を含め3,000件多く対応するため、新任調査員を増員する。 ・新任調査員の調査前のオリエンテーションと調査同行を行い、きめ細かい指導を行う。 ・調査員から研修テーマを募り係内研修を年2回実施する。 ・区認定係から調査員に調査票について指導が入る。係内で共有できるようにする。	

## 平成 22 年度 行 動 計 画

事業名	車いす貸出事業	所管係	杉並ボランティア・地域福祉推進センター	
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケジュール
新規預かり者の開拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在186ヶ所の貸出拠点がある</li> <li>・住宅事情等により民生委員児童委員の改選時に保有できる方が減る傾向がある</li> <li>・引き続き、商店街やケア24などの事業所にも新規拠点として展開していく必要がある</li> </ul>	新規開拓5件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新規依頼先の検討 ※ケア24や商店街へ呼びかけ</li> <li>②新規貸出拠点の調整・設置</li> </ul>	4月 5～6月
貸出事業の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期車いす貸出事業について知らない方も多く、また貸出拠点が区内に186カ所あることも知られていない</li> <li>・利用者に適切な車いすの操作を促す資料が簡易なものしかない</li> </ul>	利用件数 1,200件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①区広報紙への掲載依頼</li> <li>②貸出事業のチラシ及び情報誌等の周知</li> <li>③車いす利用者向けハンドブックの作成・配布</li> </ul>	5月 随時 9月
車いすの管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各拠点の車いすの把握が行われていなかったため、19年度より把握することとしたが、すべての車いすについて把握しきれていない</li> <li>・スチール製で重く古い車いすも使用されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般の方でも操作しやすいアルミ製車いすに交換する。</li> <li>アルミ製車いす使用率100%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新規車いすの購入(10台)</li> <li>②スチール製や古い車いすを新品と交換する</li> <li>③貸出用車いすの修理・点検</li> <li>④拠点車いすの把握</li> </ul>	随時

## 平成 22 年度 行 動 計 画

事業名	手話通訳等派遣事業 所管係	杉並ボランティア・地域福祉推進センター		
取組項目	現 状	目 標 (具体的に)	行 動 計 画	スケジュール
手話通訳者の派遣・斡旋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録通訳者が微減、通訳派遣依頼は微増しているため、通訳者の養成が必要である</li> <li>・21年度登録者 34人</li> </ul>	派遣・斡旋時間数 1,300時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>①登録手話通訳者の派遣・斡旋</li> <li>②登録手話通訳者との情報交換会の開催</li> <li>③手話通訳派遣事業のためのチラシ配布等PR</li> <li>④手話通訳者の認定試験の実施</li> <li>⑤研修会及び認定式の開催</li> <li>⑥要綱の見直し及び整備</li> <li>⑦事業充実のための区との協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①随時</li> <li>②年2回</li> <li>③4～5月</li> <li>④1月</li> <li>⑤2～3月</li> </ul>
要約筆記者の派遣・斡旋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要約筆記者が少なく、事業運営に支障が生じる可能性がある</li> <li>・21年度登録者 18人</li> </ul>	派遣・斡旋時間数 60時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>①登録要約筆記者の派遣・斡旋</li> <li>②登録要約筆記者との情報交換会の開催</li> <li>③登録要約筆記事業のためのチラシの見直し</li> <li>④登録要約筆記者の認定試験の検討を行う</li> <li>⑤要約筆記者養成研修について区に依頼し要請する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①随時</li> <li>②年4回</li> </ul>
研修制度の拡充	手話通訳については委託料に研修費が含まれているが十分ではない。要約筆記は含まれていないため、研修を行うことができない。	手話通訳者 年6回 要約筆記者 年3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>①杉並区手話通訳者連絡会に依頼し、研修を実施する</li> <li>②手話通訳者研修については、研修内容及び回数について区と協議を行う</li> <li>③要約筆記者連絡会で自主研修を実施する。</li> <li>④要約筆記者研修については、公費による研修実施、体制、内容について、昨年に引き続き区と協議を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①年6回</li> <li>②5～9月</li> <li>③4月・9月・12月・3月</li> <li>④5～9月</li> </ul>